

議案第 88 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 62
年川崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

| | | |
|----|----------------|---|
| 38 | 黒川実習農場地区整備計画区域 | 都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された黒川実習農場地区地区計画において地区整備計画が定められた区域 |
|----|----------------|---|

別表第 2 に次のように加える。

38 黒川実習農場地区整備計画区域

| | |
|--------------|--|
| 建築物の用途の制限 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 大学 (2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (3) 前 2 号の建築物に附属するもの |
| 建築物の容積率の最高限度 | 建築物の容積率は、10 分の 8 以下でなければならない。 この場合において、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ |

| | |
|---------------|--|
| | 面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定により認定を受けた計画に係る特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第24条に定める床面積は、算入しない。 |
| 建築物の建ぺい率の最高限度 | 建築物の建ぺい率は、10分の4以下でなければならない。 |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | 建築物の敷地面積は、50,000平方メートル以上でなければならない。 |
| 建築物の高さの最高限度 | 建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。 (1) 15メートル (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

黒川実習農場地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。